

主な修正事項について

別紙 3

1. 災害時要援護者対策関係

部	章	該当ページ	修正前	修正後	
1	2	2	49	5 - 3 災害時要援護者における連携体制の確立 内閣府及び消防庁が作成する「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「災害時要援護者支援者マニュアル」を策定し、災害時要援護者への支援に係る体制整備を進める。 平成25年6月の一部改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市の義務である旨、「災害対策基本法」に規定された。そのため、現行の体制の精査を進めるとともに、別に計画等を定め、法の趣旨に則った運用を図ることができるよう、整備を進めるものとする。 (資料 「災害時要援護者支援者マニュアル」)	5 - 3 災害時要援護者における連携体制の確立 内閣府及び消防庁が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、現在、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき整備している「災害時要援護者対策事業」について、精査を進める。 (資料 「災害時要援護者支援者マニュアル」) 「災害時要援護者対策事業」を実施するにあたり用いている用語を、次のとおり整理する。 【災害時要援護者対策事業に係る用語の整理】を挿入 「災害時要援護者対策事業」の概要については次のとおりであるが、「災害対策基本法」の規定等を踏まえ、適切な見直しを検討し、より多くの市民を救うことができる体制となるよう努める。
2	2	2	49	(1) 地域における安全体制の推進 寝たきりの高齢者や身体障害者等の災害時要援護者の安全確保については、市、防災機関及び自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことが必要である。 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制づくりの推進を図る。 防災行動力の向上のための地域住民が主体となった合同防災訓練を実施する。	(1) 避難支援等関係者となる者 次の関係機関等を指定する。 ・自治会 ・自主防災組織 ・民生委員 ・社会福祉協議会 ・府中市消防団 ・府中消防署 ・府中警察署 ・地域包括支援センター ・地域生活支援センター

部	章	該当 ページ	修正前	修正後	
3	2	2	49	<p>(2) 情報の共有化 災害時要援護者の救出及び避難誘導に関して、「災害対策基本法」第90条の4の規定に基づき関係機関との情報の共有化を図るものとする。情報の共有化にあたっては、担当者間において事前に協議を行い、共有方法等について検討を行うものとする。</p>	<p>(2) 災害時要援護者名簿に登録する者の範囲 災害時要援護者で、かつ(1)で示す自治会などへ個人情報を提供することに同意し、次のいずれかに該当する市民(以下「名簿登録者」という。)に登録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者のみで構成される世帯 ・介護認定で要介護3～5の市民 ・身体障害者手帳1～3級の肢体不自由、1・2級の視覚障害のある市民 ・精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～3度をお持ちの市民のみで構成される世帯 ・高齢者や障害のある市民で、日中は家族が不在で1人になるなど、上記と同様の状況にあると認められる者
4	2	2	49	<p>(追記)</p>	<p>(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 個人情報 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、対象要件、加入自治会名 入手方法 「府中市災害時要援護者名簿登録届(兼)救急災害医療情報キット申込書」に基づき、市が「災害時要援護者名簿」を作成する。 【自治会に加入している市民の名簿】 それぞれの加入自治会に提供され、自治会と名簿登録者本人が相談して、災害時要援護者支援者又はグループを決定する。 【自治会未加入の市民の名簿】 民生委員に提供され、民生委員と名簿登録者本人が相談して、災害時要援護者支援者又はグループを決定する。</p>
5	2	2	49	<p>(追記)</p>	<p>(4) 名簿の更新に関する事項 名簿の更新は、原則、1年に1回、毎年12月に実施する。</p>

部	章	該当 ページ	修正前	修正後
6	2	2	49 (追記)	<p>(5)名簿情報の保護 情報の提供にあたり、個人情報の保護と拡散防止のため、市と提供先との間で個人情報の保護に係る協定を締結する。 名簿の管理・保管は、(1)で示す自治会などの中で限られた者で行い、個人情報の拡散防止に努める。 名簿の複製は禁止とする。</p>
7	2	2	49 (追記)	<p>(6)災害時要援護者支援者の責任・安全確保等 災害により、災害時要援護者支援者自身に不測の事態が生じる場合があるため、あくまで本支援は善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはないものとする。 災害時要援護者支援者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとする。</p>
8	2	2	49 (追記)	<p>(7)救急災害医療情報キット 名簿登録者に「救急災害医療情報キット」を配付する。なお名簿登録をしない市民でも、「災害時要援護者名簿」の登録要件を満たす市民に対しては希望によりキットを配付する。 名簿登録者は、医療情報や緊急連絡先などを記載した「救急医療情報提供書」をキットに入れて自宅に保管する。 災害発生時には、避難支援等関係者が名簿登録者の安否を確認し、キットをもって避難場所に避難する。 キットは、災害発生時だけでなく救急時にも活用可能とする。</p> <p>キット写真を挿入</p>

部	章	該当ページ	修正前	修正後	
9	2	2	49	(3)社会福祉施設等の安全対策 施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。 各施設の自衛消防訓練等の機会を捉え、使用実態に沿った適切な避難行動が習得できる訓練内容の充実指導を図る。	(8)社会福祉施設等の安全対策 施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。 各施設の自衛消防訓練等の機会を捉え、使用実態に沿った適切な避難行動が習得できる訓練内容の充実指導を図る。

2.府中市消防団関係

部	章	該当ページ	修正前	修正後	
10	2	2	42	3 - 1 消防団員とは 消防団員は、「地方公務員法」に定める非常勤特別職地方公務員としての身分を有しており、全体の奉仕者として厳格な規律にのっとり活動している。また、地域を誰よりもよく知り、防災の訓練も十分積んでいることから、消防団員は地域の防災リーダーとしての役割も担っている。	3 - 1 消防団員とは 消防団は、常備の消防組織である消防署と異なり、非常備の消防組織で、一般市民として本業に就いている消防団員で構成されている。 消防団員は、火災や災害などが発生した場合は招集がかかり、消防署と連携して消防活動を実施する。また、平常時には消火活動や災害救助等に必要な訓練を行うとともに、防災関係の広報活動などを行っている。消防団員は地域を知るとともに訓練を充分積んでいることから、地域の防災リーダーとしての役割を担っている。
11	2	2	42	3 - 2 府中市消防団の組織 府中市消防団は、団長1名・副団長6名からなる「消防団本部」と、市内全域を分けた18個の「分団」で構成されており、総定員数420名で活動している。消防団本部に指揮車1台、活動車1台、作業用車両1台、各分団に消防ポンプ車を1台ずつ保有しているほか、東西1台ずつ計2台の照明電源車を備えており、夜間の消防活動に対しても万全の体制を整えている。	3 - 2 府中市消防団の組織 府中市消防団は、団長1名・副団長6名からなる「消防団本部」と、市内全域を分けた18個の「分団」で構成されており、総定員数420名で活動している。消防団本部に指揮車1台、活動車1台、作業用車両1台、各分団に消防ポンプ車を1台ずつ保有しているほか、東西1台ずつ計2台の照明電源車を備えており、夜間の消防活動に対しても万全の体制を整えている。 消防団の警戒担当割地図を挿入

部	章	該当ページ	修正前	修正後
12	2	2	42	42
13	2	2	43	43

部	章	該当 ページ	修正前	修正後
14	2	2	57	57
			<p>2 - 2 府中市消防団 府中市消防団は、次の事項を実施する。 府中消防署と連携した消火活動 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 災害情報の収集・伝達活動 住民指導、避難勧告・指示の伝達、避難者の安全確保等</p>	<p>2 - 2 府中市消防団 府中市消防団は、次の事項を実施する。 府中消防署と連携した消火活動 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 災害情報の収集・伝達活動 住民指導、避難勧告・指示の伝達、避難者の安全確保等</p> <p>府中市消防団は、発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。 同時多発火災の拡大防止を図るため、府中消防署との連携を一層強化し、分団が受け持つ警戒区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防隊と連携して行う。 府中消防署の消防隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</p>

3. 災害時応援協定関係

部	章	該当 ページ	修正前	修正後
15	2	5	115	<p>(追記)</p> <p>6 災害時応援協定の締結 市は、市をはじめとする機関が担う「公助」の限界について、協力・補完体制を構築するため、他市町村及び防災関係機関、その他団体等との間で災害時応援協定を締結し、発災時において、迅速な応援協力を得ることができる体制を構築する。</p> <p>協定締結先の選定については、「府中市地域防災計画（震災編）」に規定する市の応急対策業務のうち、市だけでは体制構築が不十分な業務、また、専門性が高く、市以外の団体の協力を得ることで、より高い効果が期待できる業務について、検討するものとする。</p> <p>市は、平常時から災害時応援協定の締結先との連携を密にし、効果的な応援協力を得られるよう努める。 (資料 「災害時応援協定一覧」)</p>